

(スプリンクラー設備に関する基準)

- 第39条 次の各号に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。
- (1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供する部分の床面積が、地階、無窓階（令第10条第1項第5号に定める無窓階をいう。以下同じ。）又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの（ひ）
 - (2) 令別表第1(2)項及び(3)項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、主たる用途に供する部分の床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項口に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの（う）
 - (4) 令別表第1各項に掲げる建築物の11階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルをこえるもの（う）
 - (5) 地下街（公共用の地下道を除く。）（う）
- 2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) スプリンクラーヘッドは、前項各号（第5号を除く。）に掲げる防火対象物の階の当該用途に供する部分（令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第13条の3第1項に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドがそれぞれ同条第2項又は第3項の規定の例により設けられている部分がある場合には、当該スプリンクラーヘッドが設けられている部分を除く。）の天井（天井がない場合にあつては、屋根の下面。以下この項において同じ。）又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の左欄に掲げる防火対象物の階ごとに、同表の中欄に定める距離となるように、同表の右欄に定める種別のスプリンクラーヘッドを設けること。（う）（し）（た）

防 火 対 象 物 の 階	距 離	種 別
第1項第1号に掲げる防火対象物の階 （スタジオ部分に限る。）	1.7メートル以下	規則第13条の2第1項に定める開放型スプリンクラーヘッド

第1項第1号に掲げる防火対象物の階（スタジオ部分を除く。）及び同項第2号から第4号までに掲げる防火対象物の階	耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物	2.1 メートル（高感度型ヘッド（令第12条第2項第2号イの表に定める高感度型ヘッドをいう。以下同じ。）にあつては、規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、0.9とする。））以下	規則第13条の2第1項に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド
	耐火建築物	2.3 メートル（高感度型ヘッドにあつては、規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、1とする。））以下	

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる防火対象物の階のうち次に掲げる部分においては、前号の規定にかかわらず、規則第13条の4第2項に定める放水型ヘッド等を同条第3項の規定の例により設けること。(し)(た)

ア 指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分又は令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（通路、階段その他これらに類する部分を除く。）であつて、床面から天井までの高さが6メートルを超えるもの

イ ア以外の部分であつて、床面から天井までの高さが10メートルを超えるもの

(3) 前項第5号に掲げる防火対象物においては、規則第13条の5第6項及び第7項の規定の例によりスプリンクラーヘッドを設けること。(た)(め)

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項第1号、第3号及び第4号から第8号まで並びに第3項並びに規則第13条（第1項第2号を除く。）、第13条の2第4項並びに第14条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)(し)(た)(め)(り)

【解説】

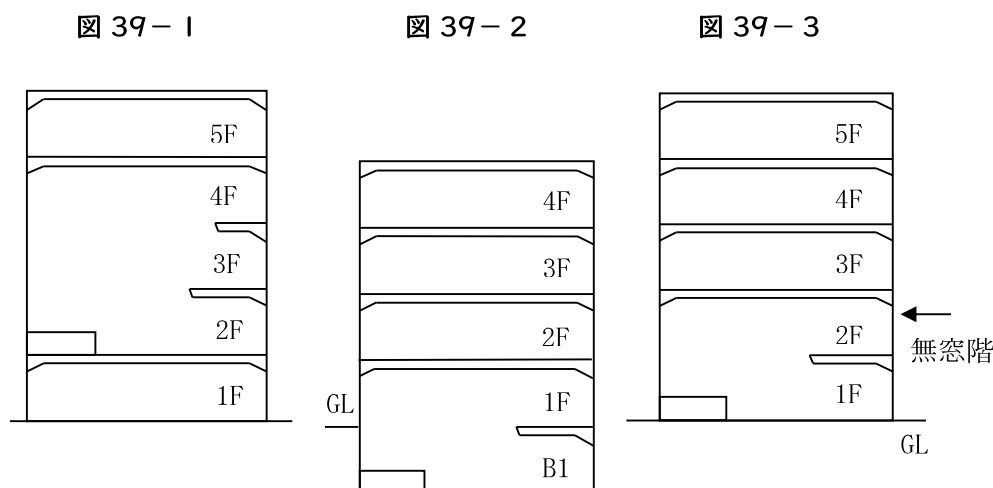
本条は、令第12条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してスプリンクラー設備の設置基準を規定したものである。

- 1 第1項各号の規定は、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物を規定している。
 - (1) 第1号から第3号までの「主たる用途に供する部分」とは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）別表(イ)欄に掲げる用途に供する部分をいう。
 - (2) 第1号から第3号までにおいて、主たる用途に供する部分の床面積が規定面積以上となった場

合には、主たる用途に供する部分以外の機能的に従属する用途に供される部分も含めて当該階の当該用途部分全体に設置しなければならない。

- (3) 第2号の「～に達する吹き抜け部分を共有するもの」とは、下図に示すように吹き抜け部分を共有するいずれかの階が、地階、無窓階又は4階以上の階である場合をいう。

次の例図により説明すると、合計する床面積及び設置する階は、図39-1は2～4階、図39-2はB1階と1階、図39-3は1階と2階となる。



- (4) 第4号の「地盤面からの高さが31メートルをこえるもの」とは、階の床面が31メートルを超えるものに適用する。
- (5) 第5号の「地下街」とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものであり、令別表第1（16の2）項に該当するものである。ただし、本号では、公共用の地下道部分は除外しているため、当該部分にはスプリンクラー設備を設置する必要はない。

2 第2項の規定は、本条により設置するスプリンクラー設備の技術上の基準について規定したものである。

- (1) 第1号の規定は、スプリンクラーヘッドの種類及び水平距離を定めたものである。

ア 表の左欄上段の「スタジオ部分」とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分（これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。）のことであり、当該部分には、開放型スプリンクラーヘッドを設け、かつ、当該ヘッドは各部分から1.7メートル以下となるように設置しなければならない。ただし、取付け面の高さが、8メートル未満の部分に設けるものにあつては、第46条の規定を適用し、閉鎖型スプリンクラーヘッドとすることができる。

イ 第1項第1号に該当する階でスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第4号までに該当する階にあつては、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを設け、各部分から耐火建築物以外の建築物にあつては2.1メートル以下、耐火建築物にあつては2.3メートル以下の距離となるように設置しなければならない。

なお、当該部分に高感度型ヘッドを用いる場合にあっては、次の式により算出した距離以下とすること。

$$R = X r$$

R：スプリンクラーヘッド水平距離

r：高感度型ヘッドの有効散水半径

X：耐火建築物以外の建築物にあっては0.9、耐火建築物にあっては1

ただし、第1項各号（第5号の地下街は除く。）に該当する部分において、令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる用途に供される部分に、小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドが設けられている部分は除くものとする。

- (2) 第2号の規定は、高天井の部分に設けるスプリンクラーヘッドについて定めたものである。

本号に該当する部分には、第1号の規定にかかわらず、規則第13条の4第3項の規定の例により、放水型ヘッド等を設置しなければならない。

- (3) 第3号の規定は、地下街に設けるスプリンクラーヘッドについて定めたものである。地下街の公共用の地下道は除外しているところから、それ以外の部分において、店舗、事務所その他これらに類する施設で床面から天井までの高さが6メートルを超える部分にあっては放水型ヘッド等を、その他の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを設置しなければならない。

なお、それぞれのスプリンクラーヘッドの設置については、規則第13条の5第7項の規定の例により設けることとしている。

- 3 第3項の規定は、第2項に規定するもの以外の技術上の基準について定めたものである。

- (1) 規則第13条第2項第1号又は第2号に該当する部分は、当該床面積から除外することができ、又はスプリンクラー設備を設置しないことができるが、地階、無窓階及び令別表第1(2)項、(4)項又は(5)項に掲げる防火対象物の用途の階には適用できない。
- (2) 規則第13条第3項第1号から第8号まで又は第12号のいずれかに該当する部分については、スプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
- (3) 第3項括弧書の規定は、規則第13条第1項第2号の規定によりスプリンクラー設備の設置を要しない場合でも、小規模特定用途複合防火対象物のうち、本条第1項に掲げるものには、規則第13条第1項第2号に掲げる部分に、スプリンクラー設備の設置を義務付けるものである。

なお、規則第13条第1項第2号に規定する「小規模特定用途複合防火対象物」とは、令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300平方メートル未満であるものとされている。

「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について（平成27年2月27日付け消防予第81号）により、41号通知の一部を改正し、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分（以下「特定の用途」と

いう。) は、令第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととされた。これにより、改正前は令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで及び(16)項口に掲げる防火対象物とされていたもののうち、特定の用途が存する場合、小規模特定用途複合防火対象物に該当することとなった。